

【地震災害対策編】

地震災害対策編 目次

第1章 総則

第1節	計画の目的と構成	- 1 -
第2節	各機関の役割と業務大綱	- 6 -
第3節	岩沼市を取り巻く地震環境	- 7 -
第4節	対象とする地震	- 10 -

第2章 災害予防対策

第1節	地震に強いまちの形成	- 13 -
第2節	地盤に係る施設等の災害対策	- 16 -
第3節	海岸・河川保全施設等の整備	- 18 -
第4節	交通施設の災害対策	- 20 -
第5節	都市の防災対策	- 22 -
第6節	建築物等の予防対策	- 23 -
第7節	ライフライン施設等の予防対策	- 25 -
第8節	危険物施設等の災害予防対策	- 25 -
第9節	防災知識の普及	- 26 -
第10節	地震防災訓練の実施	- 28 -
第11節	地域における防災体制	- 28 -
第12節	ボランティアのコーディネート	- 28 -
第13節	企業等の防災対策の推進	- 28 -
第14節	情報通信網の整備	- 29 -
第15節	職員の配備体制	- 30 -
第16節	防災拠点等の整備・充実	- 31 -
第17節	相互応援体制の整備	- 31 -
第18節	受援体制の整備	- 31 -
第19節	医療救護体制の整備	- 31 -
第20節	火災予防対策	- 32 -
第21節	緊急輸送体制の整備	- 32 -
第22節	避難対策	- 33 -
第23節	避難受入れ対策	- 34 -
第24節	食料、飲料水及び生活物資の確保	- 34 -
第25節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	- 35 -
第26節	複合災害対策	- 35 -
第27節	災害廃棄物対策	- 35 -
第28節	寒冷地における地震災害予防	- 35 -

第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	- 36 -
第2節	情報の収集・伝達	- 39 -
第3節	災害広報活動	- 45 -
第4節	相互応援活動	- 45 -
第5節	災害救助法の適用	- 45 -
第6節	自衛隊の災害派遣	- 45 -
第7節	救急・救助活動	- 45 -
第8節	医療救護活動	- 45 -
第9節	消火活動	- 46 -
第10節	交通・輸送活動	- 46 -
第11節	ヘリコプターの活動	- 46 -
第12節	避難活動	- 47 -
第13節	応急仮設住宅等の確保	- 49 -
第14節	相談活動	- 52 -
第15節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	- 52 -
第16節	ペット等の収容対策	- 52 -
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	- 52 -
第18節	防疫・保健衛生活動	- 52 -
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬	- 52 -
第20節	災害廃棄物処理活動	- 53 -
第21節	社会秩序の維持活動	- 53 -
第22節	教育活動等	- 53 -
第23節	防災資機材及び労働力の確保	- 53 -
第24節	公共土木施設等の応急対策	- 53 -
第25節	ライフライン施設等の応急復旧	- 53 -
第26節	危険物施設等の安全確保	- 54 -
第27節	農林業の応急対策	- 54 -
第28節	二次災害・複合災害防止対策	- 54 -
第29節	応急公用負担等の実施	- 54 -
第30節	ボランティア活動	- 55 -

第4章 災害復旧・復興対策

第1節	災害復旧・復興計画	- 56 -
第2節	生活再建支援	- 56 -
第3節	住宅復旧支援	- 57 -
第4節	産業復興の支援	- 58 -
第5節	社会基盤の復旧・復興対策	- 58 -
第6節	義援金の受入れ・配分	- 58 -
第7節	激甚災害の指定	- 58 -
第8節	災害対応の検証	- 58 -

第5章 原子力災害対策

第1節 基本方針 - 59 -
第2節 原子力災害対策 - 59 -

＜地震災害対策編の内容について＞

地震災害における災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取り組むべき施策内容は、風水害災害対策とおおむね同様となるところも多いことから、地震災害対策編では、風水害等災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、地震災害対策において特有な施策内容の部分のみ、特に掲示するものである。

なお、省略した他の内容については、風水害等災害対策編中の表記に関し、例えば「風水害」を「地震」及び「地震災害」、「風水害に対する安全性」を「耐震性」等として、必要に応じ読み替えることとする。

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波等の震災（以下「東日本大震災」と総称する。）は、多くの人命を奪い、市域及び市民等の財産に甚大な被害を与えた大災害であった。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、津波が来る可能性がある地域では強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始する等、避難行動をとることの重要性を啓発し、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、市内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、岩沼市、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、地震防災対策を総合的にかつ計画的に推進し、市域並びに市民等の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 5 条第 2 項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

第 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 42 条の規定により「岩沼市地域防災計画」の「地震災害対策編」として、岩沼市防災会議が作成する計画であり、岩沼市（以下「市」という。）における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項を定めるものであり、市では、地震災害の特殊性を踏まえ、市民等が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担された防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、地震防災対策を推進する。

さらに、防災関係機関の間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第 3 計画の修正

1. 修正の概要

この計画は、法第 42 条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期する。

特に、東日本大震災後の法の大改正等を背景とし、東日本大震災の教訓等を踏まえ次の方針に基づいて大規模な見直しを行った。

2. 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

市は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、市民等の生命、身体及び財産を地震・津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

(2) 検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴として「津波による被害が甚大」、「被災地域が広大」、「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、市は、大震災から得られた教訓や課題を「東日本大震災の記録 ～震災から 3 年 地域再生と復興への軌跡～」にまとめているほか、宮城県（以下「県」という。）がまとめた「宮城県の発災 6 か月後から半年間の災害対応とその検証」及び「宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、見直す。

(3) 国の防災基本計画の見直し内容の反映、県の地域防災計画書の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直しや県の地域防災計画書の見直し内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、地震災害対策編の見直しに反映する。

本地域防災計画策定時点でも、県等において、様々な観点から原因分析や対策等に係る検討が行われており、県等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

(4) 津波対策の強化

地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものがあるが、東日本大震災においては津波被害が甚大だったことから、津波対策を強化するため、主として、津波による災害に対するものは「津波災害対策編」として、主として揺れによる災害に対するものは「地震災害対策編」として記述している。両者は重なるところもあるが、両編合わせて震災対策のために活用する。

第4 計画の構成

風水害等災害対策編 第1章 総則 第1節 計画の目的と構成 「第4 計画の構成」の定めに準ずる。

第5 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、市域全体のインフラ強化、市民等の自助・共助力の発揮、市の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指す。

1. 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そのような最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、市は、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育や迅速な津波避難の徹底等のソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の地震災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず地震災害対策の改善を図る。

2. 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するための措置

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有

を図る等、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3. 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定を超える大規模地震災害が起きても、防災関係機関は的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、市は、近隣自治体のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するとともに、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

4. 被災者等への適時・的確な情報伝達

市は、大規模地震発生時において、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、地震及び津波の被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等を、正確かつわかりやすく速やかに公表、伝達するよう努める。

5. 自助・共助による取組の強化

大規模地震災害時に市民等の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民、事業者等自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、それを市も後押しすることが必要である。

そのため、市は、防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6. 二次災害の防止

大規模地震発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、市は、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等の整備の推進に加え、被災者の生活での二次災害を防ぐため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

7. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、市は、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、処理計画の策定や広域処理体制の確立に努める。

8. 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持等、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、市は、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズ等への適切な対応に努める。

9. 携帯電話・インターネット等の活用とその耐震化、多重化

市は、大規模地震災害時における情報通信の重要性を踏まえ、広く普及している携帯電話の緊急速報メール等一斉同報機能を活用して避難情報を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐震化、多重化、多様化を図る。

また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

10. 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、同時又は連続して起こり得る災害、及びある災害によって引き起こりやすくなる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えが必要である。

そのため、市は、複数の災害が同時又は連続して発生することによって全体として被害を大きくする可能性を意識し、より厳しい事態を想定した対策を考慮しておく。

11. 多様な主体の参画による防災体制の確立

市は、多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、岩沼市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

12. 迅速かつ円滑な復旧・復興

市は、被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、地震災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

市は、本地域防災計画の内容は、防災関係機関並びに、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民にも広く周知するよう努める。

さらに、市は、平素から職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本地域防災計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び地震災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高める。

第 2 節 各機関の役割と業務大綱

風水害等災害対策編 第 1 章 総則 「第 2 節 各機関の役割と業務大綱」の定めに基づ

第3節 岩沼市を取り巻く地震環境

第1 岩沼市の概況

風水害等災害対策編 第1章 総則 「第3節 岩沼市の概況」の定めに準ずる。

第2 県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約260万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。地震は、断層が活動して岩盤がずれるときに生じるもので、近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991年）にまとめられており、県内の活断層で市への影響が大きいとみられる活断層は次のとおりである。

断層番号	断層名	确实度	活動度	長さ(km)
①	長町一利府線断層帯	I	B	12
②	大年寺山断層	I	B	8
③	鹿落坂断層	I	C	3
④	坪沼断層	I	B	5
⑤	円田断層	II	B	10

确实度 I：活断層であることが確実なもの
II：活断層であると推定されるもの
III：活断層の可能性のあるもの

活動度 A：第四紀の平均変位速度 1～10m/1000年
B：第四紀の平均変位速度 0.1～1m/1000年
C：第四紀の平均変位速度 0.01～0.1m/1000年

(活断層研究会(1991)より抜粋)

第3 県内の地震等観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性がほかの地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(87か所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(18基)が設置されている。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により、北海道沖から房総沖までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という。)の早期発信が期待されている。

なお、国の中央防災会議においては、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を、平成26年3月、「大規模地震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべき施策、個別の具

体的な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模地震に対する防災・減災対策が図られている。

市は、防災対策上、地震等観測体制の強化が重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図るものとする。

第 4 過去の地震・津波災害

県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋の沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、1956 年の白石の地震（M6.0）、1900 年（M7.0）と 1962 年（M6.5）に県北部で発生した地震が知られている。

最近では、2008 年 6 月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震（M7.2）で甚大な被害が生じている。

また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は、東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋の沖合いでは、1896 年の明治三陸地震（M8.2）や 1933 年の三陸地震（M8.1）、1968 年の十勝沖地震（M7.9）のように M8 クラスの巨大地震が発生することがある。この二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。

これらの地震より規模の小さな地震でも、1978 年宮城県沖地震（M7.4）の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気等のライフラインの被害により県民生活に混乱が生じる等、都市型の災害が生じた。

この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855 年（M7.1）、1897 年（M7.4）、1936 年（M7.4）と、ほぼ 40 年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

また、2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

第 5 東日本大震災の地震の概況

1. 地震の発生状況

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分 18.1 秒、三陸沖（北緯 38° 06.2′ 東経 142° 51.6′ 震源の深さ 24 km）で M9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の 4 県 37 市町村で震度 6 強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度 6 弱から 1 を観測した。

気象庁はこの地震を「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震となる（災害時地震・津波速報 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震 気象庁による。）。

2. 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

市では、この地震によって震度6弱の強い揺れを観測するとともに、津波の襲来もあり、多数の人命が失われた。平成30年9月1日現在（総務省消防庁）の本市の被害状況は、次のとおりである。

【本市の被害状況】

区分	被害状況
人的被害	死者 186 名（他行方不明 1 名）、重傷者 7 名、軽傷者 286 名
住家被害	全壊 736 棟、半壊 1,606 棟、一部損壊 3,086 棟
非住家被害	公共建物 15 棟、その他建物 3,111 棟
火災	1 件

第4節 対象とする地震

第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

市は、地震災害対策の検討に当たり、県が実施する科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は、次の考え方に則る。

1. 構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動
2. 発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動とする。
なお、この場合、次のような対策を基本的な目標とする。
 - (1) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。
 - (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと。
 - (3) 重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせること。

第3 地震被害想定について

市は、前述した想定される地震の設定と想定される地震の考え方のもと、今後、県が実施する地震被害想定調査を逐次勘案して有効な地震対策を講じていくものとする。

第4 第五次地震被害想定調査

1. 調査の概要

この調査は、県が防災基本計画や震災対策推進条例に基づき以下の検討を行ったものである。なお、250m四方の区画（メッシュ）を単位としたマクロ的（巨視的）なものである。

- (1) 地震動・津波の計算
- (2) 人的被害・物的被害等の予測
- (3) 防災対策・減災目標の検討

調査結果は、県民の防災意識向上や関係機関の事前対策における基礎資料等として広く活用するとともに、県の地域防災計画の修正及びみやぎ震災対策アクションプラン（具体的な事業計画）策定にも活用することとしている。

2. 調査の特徴

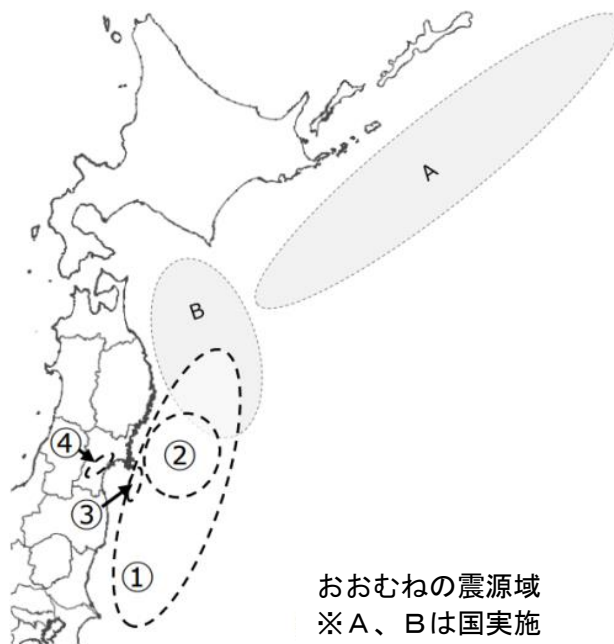
本調査は、県として東日本大震災後初の調査であり、復旧・復興の状況や科学的知見等を反映した。特に東日本大震災のような最大クラスの津波をもたらす地震や、震災後発生頻度が高まっているスラブ内地震を新たに想定していることや、今後の防災対策まで踏み込み、減災推計と減災目標を新たに検討していることが特徴として出ている。

3. 被害予測結果の総括とこれまでの防災対策の効果、今後の課題

調査では、被害予測を行った地震とその予測結果の総括、そこから考えられるこれまでの防災対策の効果及び今後の課題が次のとおり示された。

	被害想定を行った地震	県内 最大震度、 最大津波高	県内死者数	国と県では計算条件（津波避難意識等）が異なる。 四捨五入しており、合計が合わない場合がある。		
				うち津波による	うち揺れによる	うち火災による
（内閣府） （参考）	A 千島海溝モデル M9.3	3以下 約11m	約5,200人	約5,200人	—	—
	B 日本海溝モデル M9.1	6強 約16m	約8,500人	約8,500人	約10人	—
（第五次地震被害想定調査） （県実施）	① 東北地方太平洋沖地震 M9.0	6強 約22m	約5,500人	約5,300人	約90人	約140人
	② 宮城県沖地震（連動型） M8.0	6強 約8m	約90人	約20人	約40人	約30人
	③ スラブ内地震 M7.5	7 約1m	約750人	約10人	約200人	約540人
	④ 長町 - 利府線断層帯地震 M7.5	7 —	約1,100人	—	約130人	約930人

最大クラスの津波



〔津波対策〕

- 海岸防潮堤の整備等により、宮城県沖地震（連動型）等、比較的頻度の高い津波（レベル1津波）に対する安全度が大きく向上した。
- 東北地方太平洋沖地震等最大クラスの津波（レベル2津波）は防潮堤を超えるため、適切な避難行動をとることが必要不可欠である。
- 特に、日本海溝モデル・千島海溝モデルは切迫性が高く注意する必要がある。

〔揺れ・火災対策〕

- 第三次被害想定調査（H15）と比較して建物の耐震化率が大きく向上した。これによって揺れや建物倒壊に起因する火災被害が軽減していることが考えられる。
- 耐震化率向上等の揺れ対策を継続するとともに、出火・延焼による被害を軽減するための火災対策も必要である。

4. 減災目標とその達成に向けた取組

県は、本調査において検討された次の 2 つを今後 10 年間（令和 6 年度 15 年度）の減災目標として定めた。

目標 1：最大クラスの津波をもたらす地震により想定される死者数を今後 10 年間でおおむね 8 割減少させる。

目標 2：宮城県沖地震連動型により想定される死者数を今後 10 年間でおおむね半減させる。

市は、本調査で示された想定を考慮し、必要な対策を講じる。

第2章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちの形成

第1 目的

市は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

第2 基本的な考え方 【都市計画課、土木課、財政課、危機管理課】

市は、地震に強いまちの形成に当たり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、次を基本とする。

1. 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低い、内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
2. 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては、機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
3. 次のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ、耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
 - (1) いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - (2) 広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - (3) 多数の人々を収容する建築物等なお、耐震性の確保のための個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替施設の確保、通信手段の多重化等により、総合的にシステムの機能を確保することに努める。

第3 地震に強いまちの形成 【都市計画課、土木課、危機管理課、財政課、 上下水道施設課】

市は、次により地震に強い都市構造の形成を図る。なお、事業の実施に当たっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、本地域防災計画や都市計画マスタープラン等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導する等、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよ

う努める。

1. 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる公園、道路、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備
2. 土地区画整理事業
3. 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
4. 建築物や公共施設の耐震・不燃化
5. 水面・緑地帯の計画的確保
6. 防災に配慮した土地利用への誘導等

第4 揺れに強いまちづくりの推進 【都市計画課、危機管理課、財政課、 学校教育課、消防本部】

1. 建築物の耐震化

市は、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。

また、庁舎、学校、公民館等様々な応急対策活動や指定避難所となり得る公共施設の耐震化の促進を図る。

2. 耐震化を促進するための環境整備

市は、市民や所有者等に、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、木造住宅耐震診断や耐震改修工事に関する費用を補助すること、並びに耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

3. 火災対策

- (1) 市は、出火の要因ともなる揺れによる建築物の被害を軽減するために、建築物の耐震化を促進する。
- (2) 市は、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、指定緊急避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。
- (3) 市は、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努める。
- (4) 市は、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4. 居住空間内外の安全確保対策

市は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及・啓発に努め、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第5 長寿命化計画の作成 【都市計画課、土木課、財政課、上下水道施設課、 学校教育課】

市は、老朽化した道路、下水道、都市公園、市街地整備その他の社会資本について、耐久性・耐震性等の向上を図る長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第6 所有者不明土地の利活用 【危機管理課、産業振興課、土木課、都市計画課、】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 第1
風水害等に強いまちづくり 「5. 所有者不明土地の利活用」の定めに準ずる。

第2節 地盤に係る施設等の災害対策

第1 目的

市は、地震に伴う土砂災害等を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、市民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

第2 土砂災害防止対策の推進 【危機管理課、土木課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 第4土砂災害予防対策 「2. 土砂災害防止対策の推進」の定めに準ずる。

第3 土砂災害防止等に係る事業 【危機管理課、土木課、産業振興課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 第4土砂災害予防対策 「3. 地すべり等防止事業」、「4. 急傾斜地崩壊防止施設」、「5. 砂防設備」、「6. 治山事業」、「7. 盛土等による災害防止」の定めに準ずる。

第4 地盤沈下災害予防対策 【都市計画課、環境課】

1. 目的

市には、海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯があり、地震等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、被害がさらに拡大する危険性が高い。

こうした事態に対し、県は、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

2. 地盤沈下防止対策事業

(1) 水準測量調査

県は、市を含む仙台平野地域において地盤沈下が確認された場合、精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測する。

(2) 地下水等の採取規制

県は、「宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）」を施行し、地下水の採取について指定地域を定め、規制を行う。

3. 地盤沈下地域における防災事業の促進等

市は、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、開発行為・事前協議段階から建設業者等に対し建物の耐震性を確保する等、適切な工法を用いるよう情報を提供する。

第5 農林業災害予防対策 【産業振興課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 「第7 農林業災害予防対策」の定めに準ずる。

第6 液状化対策の推進 【危機管理課、都市計画課、土木課】

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がる等の被害が発生する。

市が平成17年度に調査した微地形区分の結果によると、山地部では表層地盤が硬く、中央部から海岸にかけて広がる後背湿地、砂州・砂丘、自然堤防、旧河道で表層地盤が柔らかくなっている。このうち、後背湿地、旧河道で、液状化の危険性が高いと考えられる。

1. 液状化対策等の実施

(1) 施設の液状化対策

市は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

(2) 住宅・宅地の液状化対策

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民等への適切な情報提供等を図る。

(3) データベース化

市は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図る。

2. 液状化危険度の周知

市は、地震被害想定において、液状化発生の可能性を予測した液状化危険度に関する資料を基に、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

3. 市民等への情報提供

市は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について市民や建築物の施工主等に対し、周知を図るとともに実施の促進に努める。

第3節 海岸・河川保全施設等の整備

第1 目的

市及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、河川、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

第2 海岸保全施設 【海岸管理者、産業振興課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 「第3高潮、波浪等災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 海岸保全事業等の実施

海岸管理者は、防潮堤等について適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進める等、海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

市は、海岸管理者が実施する事業に協力するとともに、市民等に対し、災害に関する危険区域の周知、災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設の整備、観測機器等の整備を促進する。

第3 河川管理施設 【危機管理課、土木課、産業振興課、消防本部、河川管理者】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 「第2水害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 計画的な耐震対策の推進

河川管理者は、施設の耐震対策について十分に診断を実施し、計画的に推進する。

また、河川堤防について、地震による損傷や地盤沈下等がないか、適宜点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進める等、河川管理施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。

なお、国・県等が実施する河川堤防の整備等各種事業に協力するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保が図れるよう、各種関係事業の実施を要請し、又は推進していく。

第4 農地、農業用施設等 【産業振興課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第1節 風水害等に強いまちづくり 第2水害予防対策 「3.市土保全事業の施行」及び第7 農林業災害予防対策の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 農業用施設等における耐震対策

市は、県と連携して、農業用排水施設の平常時の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について、改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者

と調整の上、ハザードマップを作成・公表し、市民等への適切な情報提供を図る。

また、その他の「地震後の農業用ため池等緊急点検要領（農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。

第4節 交通施設の災害対策

第1 目的

道路、鉄道、空港等交通施設は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、市民等の避難、救助活動、物資の輸送等各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、各施設の管理者は、交通施設の被害を最小限にすることを目的に、基準に基づいた耐震対策の実施に努め、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設 【土木課】

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画（県が策定した地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備推進計画。以下「五箇年計画」という。）等に基づき、緊急を要する施設から随時整備を進める。

なお、道路施設の整備は、風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 第7 交通施設の災害予防対策 「3. 交通施設等の整備」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1. 道路、橋りょう

(1) 耐震性の強化

道路管理者は、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

市は、市民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう、橋りょうの耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

第3 空港施設 【消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 「第5 航空災害予防対策」の定めに基づき、

第4 鉄道施設 【東日本旅客鉄道株式会社】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 「第6 鉄道災害予防対策」の定めに基づる。

第5節 都市の防災対策

第1 目的

市は、火災の拡大予防や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建物の不燃化を促進する。

第2 市街地再開発事業等の推進 【都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第2節 都市の防災対策 「第2 市街地再開発事業等の推進」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 市街地における住宅の耐震化促進

市は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに、市街地総合再生計画を作成し、耐震改修を必要とする建築物に対し、優良建築物等整備事業により支援する。

第3 土地区画整理事業の推進 【都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第2節 都市の防災対策 「第3 土地区画整理事業の推進」の定めに準ずる。

第4 公園施設等 【都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第2節 都市の防災対策 「第4 公園施設等」の定めに準ずる。

第5 市街地の防災機能の強化 【都市計画課、土木課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第2節 都市の防災対策 「第5 市街地の防災機能の強化」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 初期消火体制の確立

市は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第6節 建築物等の予防対策

第1 目的

市及び建築物の所有者は、地震による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2 公共建築物 【財政課、都市計画課、危機管理課、学校教育課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 建築物等の予防対策 「第2 防災事業の施行」及び「第3 教育施設等の災害予防」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性、不燃性の確保

ア 市は、庁舎、学校、生涯学習施設、社会福祉施設等要配慮者に係る施設及び不特定多数収容施設等、消防団器具置場、特に防災上重要な公共施設について、耐震性、不燃性の確保に努める。

イ 市は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 停電対策の強化

市及び施設管理者は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を検討する。

2. 教育施設

市及び学校等教育施設の管理者は、災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に、防災機能の整備及び拡充に努める。

(2) 設備及び備品等の安全管理

設備（体育館、教室等の照明設備等）及び備品（ロッカー、テレビ、本棚、実験実習機器等）等の設置に当たっては、転倒及び落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒等及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、浄水機能の整備を計画的に進める。

3. 耐震診断の実施

市は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果による耐震性に係るリストを作成し、計画的に耐震改修事業を実施するよう努める。

第3 一般建築物 【都市計画課、危機管理課、消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第3節 建築物等の予防対策」及び「第4 一般建築物及び市街地の不燃化促進」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1. 建築物の耐震改修の促進

(1) 新築、増改築の建築物

市は、事業者等に対し、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を伝え、建築物の耐震性の向上を図るよう情報を提供する。

(2) 既存の建築物

市は、「岩沼市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱」及び「岩沼市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱」に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び助成、指導・助言・指示を行う。

2. 防災診断・防災改修の促進

市及び消防本部は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察等により計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し、防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

第4 ブロック塀等の安全対策 【都市計画課、学校教育課、施設管理者】

市は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導及びその費用の補助を行う。

また、通学路及び避難道路沿いの市民や建築物の所有者等は、平常時から点検や必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守する等、ブロック塀の転倒防止策を図る。

このほか、広告物等の落下防止、自動販売機の設置については、設置事業者又は管理者に対し、転倒防止に配慮するよう注意喚起に努める。

第5 落下物防止対策 【都市計画課、土木課、消防本部、各施設管理者】

1. 調査及び改善指導

市及び消防本部は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラス及び外装材等、二次部材の落下のおそれのある建築物について、安全確保を図るため調査及び改善指導を行う。

また、道路管理者やその他の公共施設管理者は、看板等の屋外広告物や街路灯・道路標識類等の道路付帯構造物等が落下・飛散し被害が拡大することを防止するため、施設の点検・補修・補強を行うとともに、市は、事業者等に対する落下防止措置の啓発に努める。

2. 天井の脱落防止等の対策強化

建築物の所有者等は、対象施設の平常時からの点検や必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守する等、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第6 建物内の安全対策 【危機管理課、都市計画課】

市は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策支援を検討する。

建築物の所有者等は、エレベーターにおける閉じ込め防止等、地震時管制運転装置の設置等の施設の改善に努める。

また、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化等関係機関等と連携し対策を進める。

第7 文化財の防災対策 【生涯学習課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第3節 建築物等の予防対策 「第5 文化財の防災対策」の定めに準ずる。

第7節 ライフライン施設等の予防対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第4節 ライフライン施設等の予防対策」の定め

第8節 危険物施設等の災害予防対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 「第3 危険物施設等の災害予防対策」の定め

第9節 防災知識の普及

第1 目的

「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」が防災の基本であり、市民等はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、又は、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、職員に対し、災害時初動対応マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に提供する等、防災知識の普及に努める。

市民等に対しては、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の地震・土砂災害リスクや災害時に取るべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、防災知識を普及する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する。

第2 防災知識の普及、徹底 【危機管理課、消防本部、自主防災組織、町内会・自治会等】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第2 防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の普及、啓発の徹底を図る。

1. 職員への防災知識の普及教育内容

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識（北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合を含む。）
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (8) 家庭及び地域における防災対策

2. 市民等への防災知識の普及

- (1) 普及・啓発の実施
 - ア 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動

イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ 地震・津波に関する一般的な知識

エ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

オ 避難行動に関する知識

a 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること。

カ 災害時にとるべき行動

a 地震が発生した場合の出火防止

b 避難情報の発令時、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動

c 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等

キ 地震に対する備え

a 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施等

(2) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門家の活用を図る。

3. 地域での防災知識の普及

(1) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示す等、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第3 学校等教育機関における防災教育 【学校教育課、生涯学習課、小中学校】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第3 学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第4 市民等の取組 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第4 市民等の取組」の定めに準ずる。

第5 災害教訓の伝承 【まちづくり政策課、危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第5節 防災知識の普及 「第5 災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

第10節 地震防災訓練の実施

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第6節 防災訓練の実施」の定めに準ずる。

第11節 地域における防災体制

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第7節 地域における防災体制」の定めに準ずる。

第12節 ボランティアのコーディネート

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第8節 ボランティアのコーディネート」の定めに準ずる。

第13節 企業等の防災対策の推進

第1 目的

企業等は、自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第9節 企業等の防災対策の推進 「第2 企業等の役割」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 企業等の活動

(1) 被害の拡大防止

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第3 企業等の防災組織 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第9節 企業等の防災対策の推進 第2 企業等の役割 「2. 企業等の取組」の定めに準ずる。

第14節 情報通信網の整備

第1 目的

大規模地震災害時には、固定一般回線や携帯電話の不通又はふくそうといった事態が予想されることから、市は、情報収集、伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び耐震化や非常電源の確保、サーバーの負荷軽減及びクラウド化を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、市及び(株)エフエムいわぬまは、被害状況の報道、市民等への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設及び設備の耐震化等に努める。

第2 市における災害通信網の整備 【危機管理課、財政課、まちづくり政策課、デジタル化推進室、消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備 「第2 市における災害通信網の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、市職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

第3 消防機関における災害通信網の整備 【消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備 「第3 消防機関における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第4 FM放送施設 【放送事業者、まちづくり政策課、危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第10節 情報通信網の整備 「第4 FM放送施設」の定めに準ずる。

第15節 職員の配備体制

第1 目的

地震災害時において、市は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するとともに、災害時にも優先度の高い通常業務の継続及び早期復旧を図るため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。そのため、市は、平常時から、組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、本地域防災計画や関連マニュアル及び業務継続計画の策定及び見直し等により、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外における参集体制についても、明確に位置付けておく。

第2 市の配備体制の明確化 【危機管理課】

市は、市域において震度5弱以上又は県下で震度5強以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。

また、市域で震度6弱以上を観測する地震が発生したときには、市災害対策本部を自動的に設置する。この際、市長不在時の代理や指揮命令系統についても定めておく。

その他、風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第2 市の配備体制の明確化」の定めに準ずる。

第3 職員参集手段等の構築 【関係各課、事業所等】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 第2 市の配備体制の明確化 「4. 職員参集手段等の構築」の定めに準ずる。

第4 防災担当職員の育成 【危機管理課、総務課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第3 防災担当職員の育成」の定めに準ずる。

第5 人材確保対策 【総務課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第4 人材確保対策」の定めに準ずる。

第6 感染症対策 【健康増進課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第5 感染症対策」の定めに準ずる。

第7 応急活動のためのマニュアルの作成 【関係各課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第6 応急活動のためのマニュアルの整備」の定めに準ずる。

第8 業務継続計画 【関係各課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第11節 職員の配備体制 「第7 業務継続計画」の定めに準ずる。

第16節 防災拠点等の整備・充実

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第12節 防災拠点等の整備・充実」の定めに準ずる。

第17節 相互応援体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第13節 相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第18節 受援体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第14節 受援体制の整備」の定めに準ずる。

第19節 医療救護体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第15節 医療救護体制の整備」の定めに準ずる。

第20節 火災予防対策

第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、消防本部は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図る等、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止・火災予防の徹底 【危機管理課、消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 第1 火災予防対策 「3. 防災活動の促進」及び「7. 火災予防措置」の定めに準ずる。

第3 消防力の強化 【危機管理課、消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 第1 火災予防対策 「4. 消防組織の充実強化」、「5. 消防力の強化」、「6. 消防団の育成」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 車両及び資機材等の整備促進

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、令和3年度を初年度とする第6次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

第4 消防水利の整備 【消防本部】

大規模地震災害時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、消防本部は、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等消防水利としての活動を指導し、これらの施設設置を促進する。

第5 消防計画の充実強化 【消防本部】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第23節 災害種別毎予防対策 第1 火災予防対策 「8. 消防計画の充実強化」の定めに準ずる。

第21節 緊急輸送体制の整備

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第16節 緊急輸送体制の整備」の定めに準ずる。

第22節 避難対策

第1 目的

大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に救助の万全を期すため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の確保に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に市民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第2 徒歩避難の原則の周知 【危機管理課】

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行う等、徒歩避難の原則の周知に努める。

第3 指定緊急避難場所の確保 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第4 指定緊急避難場所の確保」の定めに準ずる。

第4 避難路の確保 【危機管理課、都市計画課、土木課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第5 避難路の確保」の定めに準ずる。

第5 避難路等の整備 【危機管理課、土木課、都市計画課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第6 避難路等の整備」の定めに準ずる。

第6 避難誘導體制の整備 【危機管理課、社会福祉課、介護福祉課、学校教育課、消防本部、消防団】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第7 避難誘導體制の整備」の定めに準ずる。

第7 避難行動要支援者の支援方策 【危機管理課、社会福祉課、介護福祉課、子ども福祉課、健康増進課、岩沼市社会福祉協議会】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第8 避難行動要支援者の支援方策」の定めに準ずる。

第8 消防機関における対応 【危機管理課、消防本部】

1. 救助・救急活動の実施体制確保

市は、消防庁舎等の耐震化を含め、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて適切な助言等を行う。

なお、救助・救急活動の実施体制の整備に当たっては、孤立集落や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮する。

2. 消防職員の安全確保対策

職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても大津波警報が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

第9 教育機関における対応 【学校教育課、子ども福祉課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第9 教育機関等における対応」の定めに準ずる。

第10 避難計画の作成 【危機管理課、学校教育課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第10 避難計画の作成」の定めに準ずる。

第11 避難に関する広報 【危機管理課】

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 第17節 避難対策 「第11 避難に関する広報」の定めに準ずる。

第23節 避難受入れ対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第18節 避難受入れ対策」の定めに準ずる。

第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保」の定めに準ずる。

第25節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」の定めに基づる。

第26節 複合災害対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第21節 複合災害対策」の定めに基づる。

第27節 災害廃棄物対策

風水害等災害対策編 第2章 災害予防対策 「第22節 災害廃棄物対策」の定めに基づる。

第28節 寒冷地における地震災害予防

第1 目的

寒冷地域における凍結期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、市及び防災関係機関は、融雪体制の強化、避難体制の整備等を推進する。

第2 除雪体制等の整備 【土木課、消防本部】

道路管理者は、寒冷地域において、寒冷地に適した道路整備に努める。

市は、地震時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

第3章 災害応急対策

本地域防災計画は、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。その中で被害を最小限とするための対応の在り方を検討しているが、当初の条件を超える災害の発生に対しては、想定以上の甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことの無いような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職務分掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる。

第1節 防災活動体制

第1 目的

大規模地震が発生した場合、広い範囲で市民等の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。

このため、市は、大規模地震を覚知した際には一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震（※）や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。

なお、市は、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※「アウターライズ地震」…陸から見て海溝の外側（アウター）の海底の隆起している部分（ライズ）で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい。

第2 初動対応の基本的考え方 【本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第2 初動対応の基本的考え方」の定めに準ずる。

第3 市の活動 【本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第3 市の活動」の定めに準ずる。

第4 災害対策本部等 【本部班、各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第4 災害対策本

部等」の定めに準ずる。

第5 職員の配備、動員体制 【本部班、広報班、各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第5 職員の配備、動員体制」の定めに準ずるほか、次の体制を構築する。

1. 配備体制

職員の配備は、災害規模と災害情報を基準として、指示を受けずとも各自が判断する自動配備とする。

また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。

【災害警戒本部・災害対策本部配備体制表】

本部	配備体制 (自動配備)	基 準	活動内容	配備人員 (自動参集)
	警戒配備	○市域に震度4の地震が発生したとき ○市域に津波注意報又は津波警報が発表されたとき	情報収集・連絡	危機管理課
(本部長・総務部長) 警戒本部	特別警戒配備 1号	○市域に震度5弱の地震が発生したとき ○県下で震度5強以上の地震が発生したとき	情報収集・連絡 被害状況の把握 津波情報の伝達	六部長 教育次長 各部班必要な人員
(本部長・市長) 特別警戒本部	特別警戒配備 2号	○市域に震度5強の地震が発生したとき ○市域で地震・津波により物的被害が発生したとき	情報収集・連絡 被害状況の把握 津波情報の伝達 災害の警戒 応急復旧	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧活動が実施できる人員で、各部班おおむね2/3の職員をもって充てる
(本部長・市長) 災害対策本部	非常配備 3号	○市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○市域に大津波警報が発表されたとき ○地震・津波により人的被害が発生したとき ○地震により各所で甚大な被害が発生したとき ○市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生したとき ○市域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長が必要と認めたとき	本地域防災計画に定められた全活動	全職員

※ 震度6弱以上、大津波警報は特別警報扱い

※ 1号配備体制であっても、避難所等の開設判断は電話やSNS等の連絡手段を用いて市長が判断できるものとする。なお、その暇がない場合はこの限りではない。

2. 勤務時間外の自主参集

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震等を覚知した場合、各々所定の人員は、指示を受けずとも自主的に登庁し、配備につく。

第6 災害対応従事者の安全確保 【各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第6 災害対応従事者の安全確保」の定めに準ずる。

第7 職員の初動体制・事務分掌 【各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第7 職員の初動体制・事務分掌」の定めに準ずる。

第8 消防機関の活動 【消防班、消防団】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第8 消防機関の活動」の定めに準ずる。

第9 県との連携 【本部班、消防班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第9 県との連携」の定めに準ずる。

第2節 情報の収集・伝達

第1 目的

地震の被害を最小限にするためには、これらの情報を一刻も早く市民等に伝達することが重要であり、特に、要配慮者及びその支援者への伝達に万全を期す必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 緊急地震速報 【気象庁】

1. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）（※）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて提供する。

また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報予報を発表する。なお、緊急地震速報警報のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

2. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、防災関係機関等への提供に努める。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等を用いて広く市民等への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により、市民等への伝達を行う。

また、市は、市民等への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民等への迅速かつ的確な伝達に努める。

3. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため市は、次表の内容を市民等へ周知する。

【緊急地震速報見聞きした時取るべき行動例】

情報入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、 <u>火元から離れている場合は無理して消火しない。</u> ・ <u>扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</u>
駅等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段等に殺到しない。 ・吊り下がっている <u>照明等の下からは退避する。</u>
街等屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3 地震情報 【本部班、広報班、情報班、消防班、消防団、各部班、
岩沼警察署】

仙台管区気象台は、地震の観測結果に基づき地震情報を発表する。市は、これら気象台からの情報を、報道関係機関等の協力を得て市民等に周知するように努める。

1. 情報の種類と内容

地震情報については、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、仙台管区気象台より順次、次のような情報が発表される。

【地震に関する情報】

情報の種類	発表基準	内容
地震に関する情報	震度速報	・震度3以上 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を公表した場合は発表しない) 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想されるとき ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。
	推計震度分布図	・震度5弱以上 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） 国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生からおおむね30分以内に発表 ^{※1} 。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※1) 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表している。

2. 地震活動に関する解説資料集

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

【地震活動に関する解説資料集】

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・ 地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 遠地地震による発表時除く ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・ 地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料全国詳細版 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動等、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)。
地震活動図	定期(毎月)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

3. 仙台管区気象台からの情報の伝達

- (1) 仙台管区気象台は、津波警報等、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市等の関係機関へ伝達する。
- (2) 緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信されている。
- (3) 報道機関は、地震及び津波情報を市民等に広く周知することに努める。

4. その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の地震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報 【気象庁、本部班、広報班、情報班、消防班、岩沼警察署】

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報の概要

本情報は、日本海溝・千島海溝沿いでモーメントマグニチュード（Mw）7.0以上の地震が発生した後、続いて大規模地震の発生可能性が平常時よりも相対的に高まっていることを知らせる情報である。

なお、本情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということを知らせるものではない。

2. 情報発信条件

- (1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。
- (2) 想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

3. 情報発信の流れ

気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府と気象庁の合同記者会見が開かれ、本情報が発信される。

4. 情報に関する留意事項

- (1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平常時よりも相対的に高まっていることを知らせる情報であるが、様々な留意事項がある。
- (2) 次の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

- ア 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなること
- イ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなること
- ウ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなること
- エ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性があること
- オ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要があること
- カ 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性があること
- キ 既に発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮する必要があること

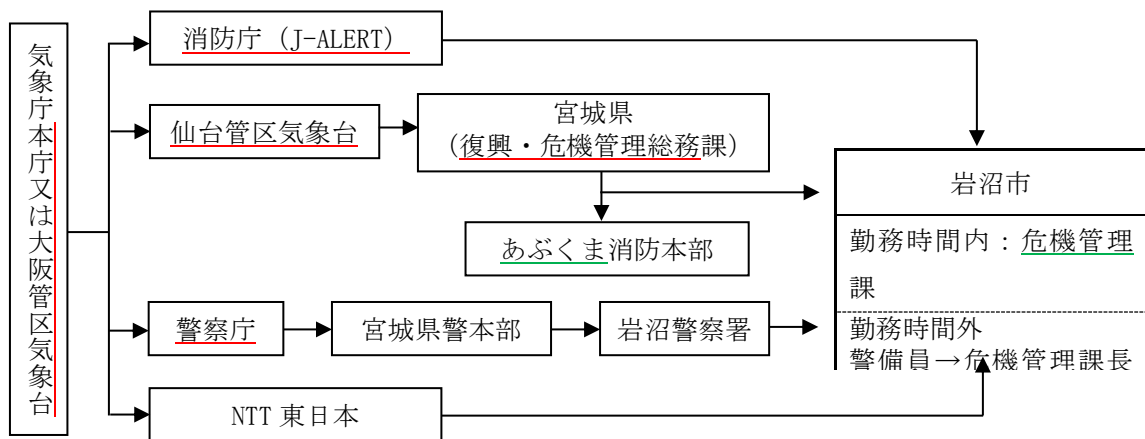
5. 地震情報等の伝達

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第2節 防災気象情報の伝達 「第4 気象警報等の伝達」の定めに基づき、次の伝達を行う。

本部班は、気象庁、県、NTT 等を通じて発表された地震情報等を収受して、各部及び関係機関に伝達する。

(1) 伝達系統

気象庁から発表された地震情報等は、次の系統で市に伝達される。



第5 災害情報収集・伝達 【情報班、本部班、広報班、調査班、消防班、消防団、岩沼警察署】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第3節 情報の収集・伝達 「第2 情報の収集・伝達」の定めに基づき。

第6 通信・放送手段の確保【本部班、広報班、消防班、消防団】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第4節 通信・放送施設の確保」の定めに基づき。

第3節 災害広報活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第5節 災害広報活動」の定めに準ずる。

第4節 相互応援活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第7節 相互応援活動」の定めに準ずる。

第5節 災害救助法の適用

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第8節 災害救助法の適用」の定めに準ずる。

第6節 自衛隊の災害派遣

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第9節 自衛隊の災害派遣」の定めに準ずる。

第7節 救急・救助活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第10節 救急・救助活動」の定めに準ずる。

第8節 医療救護活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第11節 医療救護活動」の定めに準ずる。

第 9 節 消火活動

風水害等災害対策編 第 3 章 災害応急対策 第 32 節 災害種別毎応急対策 「第 1 火災応急対策」の定めに準ずる。

第 10 節 交通・輸送活動

風水害等災害対策編 第 3 章 災害応急対策 「第 12 節 交通・輸送活動」の定めに準ずる。

第 11 節 ヘリコプターの活動

風水害等災害対策編 第 3 章 災害応急対策 「第 13 節 ヘリコプターの活動」の定めに準ずる。

第12節 避難活動

第1 目的

市は、大規模な地震災害が発生した場合、災害から市民等を保護するため、適切に避難情報の発令等を行うとともに、警戒区域の設定や危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、速やかに指定避難所を開設し管理運営に当たる。

1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、市は、各人が自らの判断で率先避難するよう促すことが重要である。

2. 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動等の避難行動をとる。

第2 避難情報の発令 【本部班、広報班、調査班、援護班、消防班、消防団、岩沼警察署】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第3 避難情報の発令」の定めに準ずる。

第3 避難の指示の内容及び周知 【本部班、広報班、消防班、消防団、町内会・自治会等、自主防災組織、岩沼警察署、報道機関】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第4 避難の指示等の内容及び周知」の定めに準ずる。

第4 警戒区域の設定 【本部班、消防班、消防団、岩沼警察署、報道機関】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第5 警戒区域の設定」の定めに準ずる。

第5 避難誘導 【各部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第6 避難誘導」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 避難行動要支援者等の避難誘導

地震発生時には、家屋や沿道建物の倒壊、道路の損傷、信号の消灯、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防吏員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

第6 指定緊急避難場所等の開設及び周知 【本部班、避難所班、援護班、
施設管理者、避難所運営委員会】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第7 指定緊急避難場所の開設及び周知」の定めに準ずる。

第7 避難所の開設及び運営 【本部班、避難所班、援護班、環境班、医療班、
施設管理者、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第8 避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

第8 避難長期化への対処 【本部班、避難所班、救護班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第9 避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第9 帰宅困難者対策 【本部班、広報班、施設管理者】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第10 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第10 孤立集落の安否確認対策 【本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第11 孤立集落の安否確認対策」の定めに準ずる。

第11 広域避難者への支援 【本部班、避難所班、広報班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第12 広域避難者への支援」の定めに準ずる。

第12 在宅避難者への支援 【避難所班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第13 在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

第13節 応急仮設住宅等の確保

第1 目的

大規模地震災害の発生により、住宅を損傷、又は失う被災者が多数生じると考えられる。被災直後は、指定避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設をはじめ、みなし仮設住宅、空き家になっている市営住宅の活用、民間賃貸住宅の活用、さらに被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

第2 被災建築物及び被災宅地の危険度判定 【住宅輸送班】

1. 被災建築物応急危険度判定

市は、県の支援を受けて、「被災建築物応急危険度判定必携」（全国被災建築物応急危険度判定協議会編、（一財）日本建築防災協会発行）等に基づき、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

(2) 実施本部は、次の業務に当たる。

- ア 被災状況の把握
- イ 判定実施計画の策定
- ウ 県本部長への支援要請
- エ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- オ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- カ 市民等への広報
- キ その他判定資機材の配布

(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

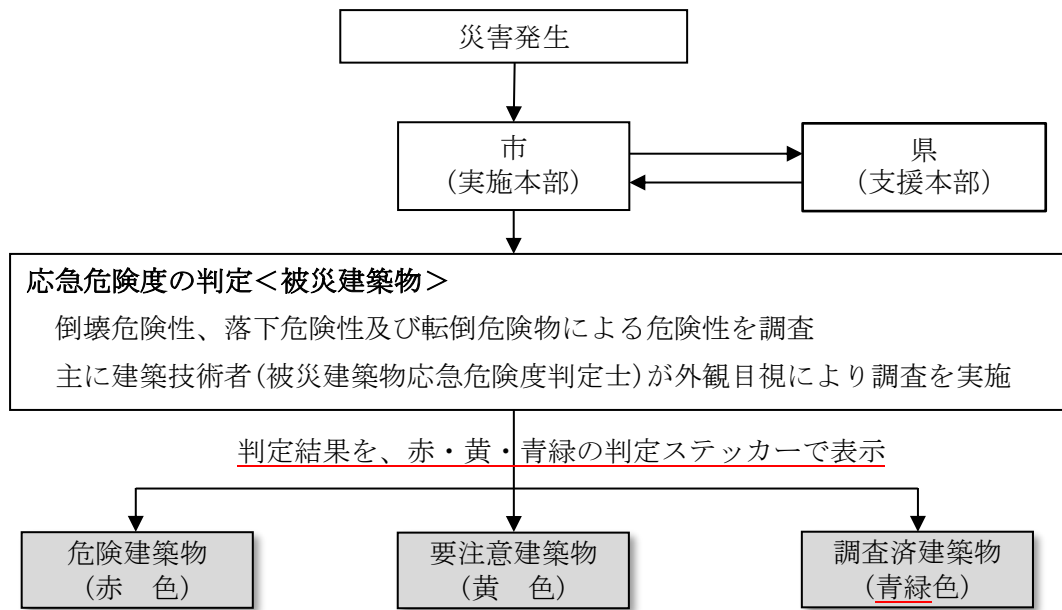
ア 建築物の被害程度に応じて、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（緑）」の3区分に判定する。

イ 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。

ウ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

【被災建築物応急危険度判定のフロー】

タイトル付記



2. 被災宅地危険度判定

市は、地震により宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、事前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、被災宅地の危険度判定を行う。

判定の実施については、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第5 被災宅地危険度判定」の定めに従う。

第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理 【援護班、本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第2 応急仮設住宅の整備と維持管理」の定めに従う。

第4 公営住宅等の活用等 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第3 公営住宅等の活用等」の定めに従う。

第5 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備 【援護班、本部班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備」の定めに従う。

第6 住宅の応急修理 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第6 住宅の応急修理」の定めに従う。

第7 建物の解体、撤去 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第7
建物の解体、撤去」の定めに準ずる。

第8 建築資材及び建築技術者の確保 【住宅輸送班】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第15節 応急仮設住宅等の確保 「第8
建築資材及び建築技術者の確保」の定めに準ずる。

第14節 相談活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第16節 相談活動」の定めに基づる。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」の定めに基づる。

第16節 ペット等の収容対策

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第18節 ペット等の収容対策」の定めに基づる。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」の定めに基づる。

第18節 防疫・保健衛生活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第20節 防疫・保健衛生活動」の定めに基づる。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬」の定めに基づる。

第20節 災害廃棄物処理活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第22節 災害廃棄物処理活動」の定めに基づる。

第21節 社会秩序の維持活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第23節 社会秩序の維持活動」の定めに基づる。

第22節 教育活動等

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第24節 教育活動等」の定めに基づる。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第25節 防災資機材及び労働力の確保」の定めに基づる。

第24節 公共土木施設等の応急対策

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第26節 公共土木施設等の応急対策」の定めに基づる。

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第27節 ライフライン施設等の応急復旧」の定めに基づる。

第26節 危険物施設等の安全確保

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第32節 災害種別毎応急対策 「第3 危険物等災害応急対策」の定めに準ずる。

第27節 農林業の応急対策

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第28節 農林業の応急対策」の定めに準ずる。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

第1 目的

地震等による二次災害とは、自然災害が生じた後の災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等二次的に生ずる災害を指す。

東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2 二次災害の防止活動 【本部班、土木班、上下水道班、物資調達班、消防班、消防団、各事業者】

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第29節 二次災害・複合災害防止対策 「第2 二次災害の防止活動」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1. 地震・誘発地震に対する安全確保

市は、地震による建築物、構造物の倒壊等の二次災害に備え、特に復旧作業中等の場合、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

第29節 応急公用負担等の実施

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第30節 応急公用負担等の実施」の定めに準ずる。

第30節 ボランティア活動

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第31節 ボランティア活動」の定めに準ずる。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第1節 災害復旧・復興計画」の定め
に準ずる。

第2節 生活再建支援

第1 目的

市及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し、積極的な措置を講じる。

その際、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 住宅に関する各種調査

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第3 罹災証明書の交付 【市民・税務課】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第2 罹災証明書の交付」の定め
に準ずる。

第4 被災者台帳 【社会福祉課】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第3 被災者台帳」の定め
に準ずる。

第5 被災者生活再建支援制度 【社会福祉課】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第4 被災者生活再建支援制度」の定め
に準ずる。

第6 地震保険・共済の活用 【社会福祉課】

地震保険・共済は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段のひとつであることから、市は、その制度の普及促進に努める。

第7 資金の貸付け 【社会福祉課、社会福祉協議会】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第5 資金の貸付け」の定めに準ずる。

第8 生活保護 【社会福祉課】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第6 生活保護」の定めに準ずる。

第9 その他救済制度 【社会福祉課、社会福祉協議会】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第7 その他救済制度」の定めに準ずる。

第10 税負担等の軽減 【関係各課】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第8 税負担等の軽減」の定めに準ずる。

第11 雇用対策 【産業振興課】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第9 雇用対策」の定めに準ずる。

第12 相談窓口の設置 【危機管理課、市民・税務課】

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 第2節 生活再建支援 「第10 相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第3節 住宅復旧支援

風水害等災害対策編 第4章 災害復旧・復興対策 「第3節 住宅復旧支援」の定めに準ずる。

第 4 節 産業復興の支援

風水害等災害対策編 第 4 章 災害復旧・復興対策 「第 4 節 産業復興の支援」の定めに準ずる。

第 5 節 社会基盤の復旧・復興対策

風水害等災害対策編 第 4 章 災害復旧・復興対策 「第 5 節 社会基盤の復旧・復興対策」の定めに準ずる。

第 6 節 義援金の受入れ・配分

風水害等災害対策編 第 4 章 災害復旧・復興対策 「第 6 節 義援金の受入れ・配分」の定めに準ずる。

第 7 節 激甚災害の指定

風水害等災害対策編 第 4 章 災害復旧・復興対策 「第 7 節 激甚災害の指定」の定めに準ずる。

第 8 節 災害対応の検証

風水害等災害対策編 第 4 章 災害復旧・復興対策 「第 8 節 災害対応の検証」の定めに準ずる。

第5章 原子力災害対策

第1節 基本方針

市には原子力施設は存在せず、宮城県地域防災計画[原子力災害対策編]に基づく「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲」（原子力施設からおおむね半径30km圏）に定める地域にも含まれていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態^{*}が発生した場合において、市は、同時に市民等の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、東日本大震災を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、市においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定する。

※原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。（原子力災害対策特別措置法（平成11年12月法律第156号）第2条）

第2節 原子力災害対策

第1 情報の収集・伝達 【本部班、情報班、広報班、調査班、消防班、 消防団、岩沼警察署】

1. 県からの情報の収集・連絡

国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合、市に影響を及ぼすかどうかは、事故の規模や気象状況を勘案する必要があり、状況に応じた対策活動を実施できるよう、警戒段階からの情報収集が非常に重要となる。

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、県からの情報提供を受けるとともに、消防、警察及び防災関係機関との間で情報収集や連絡を密に行う。

2. 市民等への情報伝達

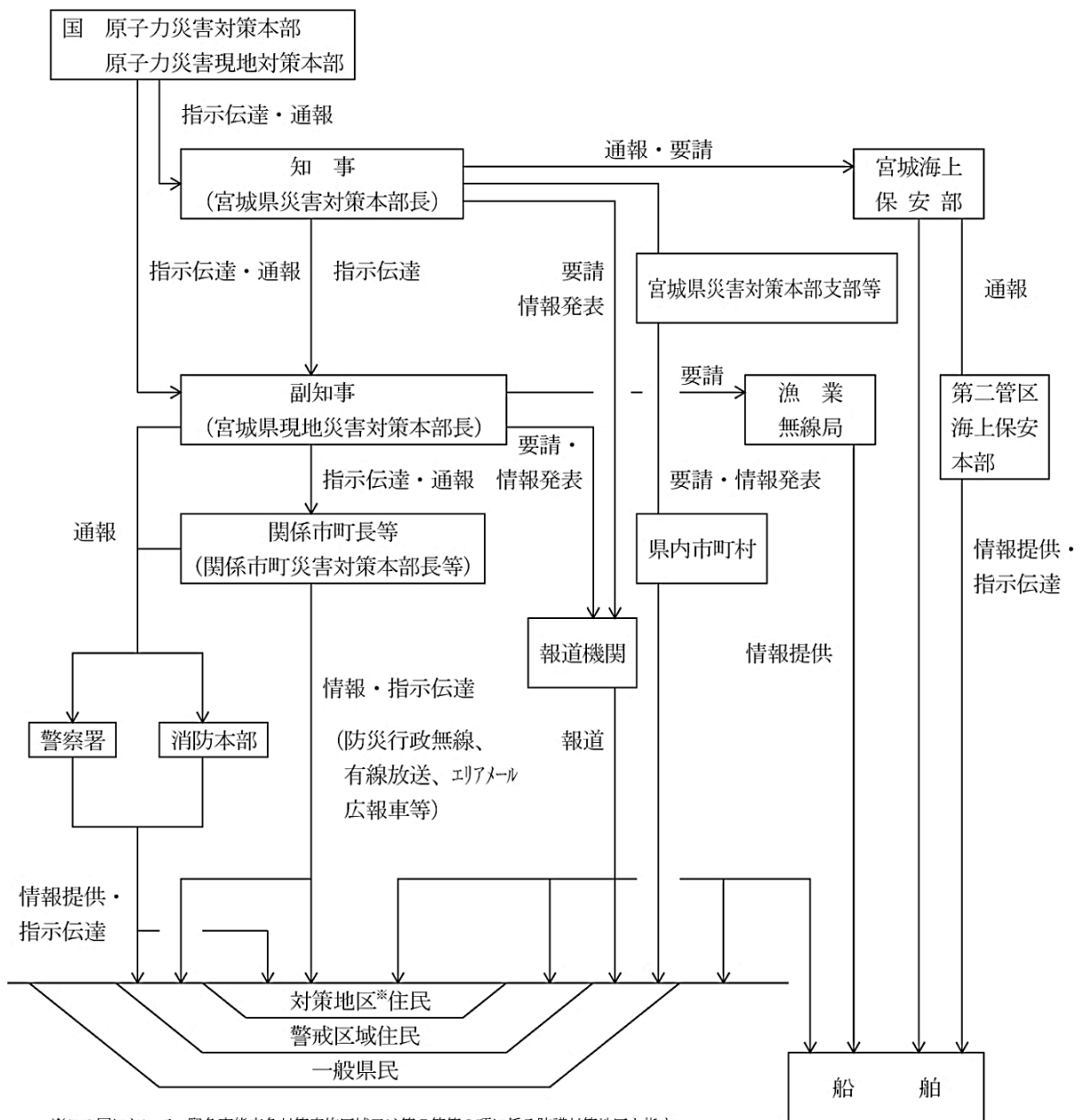
市は、市民等に対し、防災行政無線屋外拡声子局、防災ラジオ（緊急告知ラジオ）、SNS、緊急エリアメール、広報車、市ホームページ等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行う。

なお、法第68条の規定に基づき、必要な場合には、知事に対し応援を要請する。

3. 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県と連携し、必要に応じて放射線・放射能に関する健康相談や食品の放射性物質測定結果等に関する市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

【市民等に対する広報及び指示伝達系統図】



※この図において、緊急事態応急対策実施区域又は第7節第2項に係る防護対策地区を指す

第2 防災業務関係者の安全確保 【本部班】

市は、県と連携し、防災業務関係者^{*}が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行う。また、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

※防災業務関係者

原子力災害時に、オフサイト（原子力施設の周辺地域）で、緊急事態応急対策に従事する国及び自治体の職員（実働組織を除く。）及び民間事業者。

出典：「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会報告書」
（原子力規制委員会 平成28年1月5日）

第3 屋内退避、避難収容等の防護活動 【本部班、広報班、避難所班、 医療班、援護

班】

1. 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

市は、国・県から屋内退避若しくは避難に関する指示があった場合や放射線量等の測定の結果、「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会 令和4年7月6日一部改正）による「OIL と防護措置について」に示される放射性物質による汚染を確認した場合、県と連携し、防護措置の必要性について速やかに市民等に対して広報を行う。

また、他の被災市町村から当該市町村の区域を越えて本市域内に避難を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと、受入れ施設の提供や避難者の受入れに協力する。

市（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の市民等に対し、自らの判断で避難指示を行う。

2. 指定避難所等

市は、避難所等において感染症の発生、拡大がみられる場合は、避難所班と医療班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、援護班は避難所班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

さらに、感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等対応に当たる職員等も含めて感染対策を講じる。

第4 飲料水、飲食物の摂取制限等 【本部班、農政班】

市は、国・県から飲食物の出荷制限、摂取制限の指示があった場合や原子力災害対策指針による「OIL と防護措置について」による飲食物摂取制限（OIL6）に従い、飲料水、農作物から規制値を超える放射性核種濃度が検出された場合は、県と連携して、出荷制限・摂取制限等の必要な措置を講じる。

また、市は、飲食物の摂取制限等の措置が講じられたときは、県と協力して関係市民等への

応急措置を講ずる。

第5 緊急事態における判断基準 【本部班】

原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるよう、次の判断基準に基づき意思決定を行う。

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL: Emergency Action Level)

放射性物質放出前の段階で避難等の予防防護措置を講ずるために設定されている緊急事態区分を判断するための基準であり、発電所の状態等で設定される。

【緊急事態区分と使用済燃料貯蔵槽の水位との関係】

緊急事態区分	使用済燃料貯蔵槽の水位での EAL の例
① 警戒事態 (Alert)	一定の水位まで低下
② 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	(1) 水位が維持不能 (2) (1)のおそれがある場合において、水位測定不能
③ 全面緊急事態 (General Emergency)	(1) <u>照射済燃料集合体頂部から上方2メートルの水位まで低下</u> (2) (1)のおそれがある場合において、水位測定不能

2. 運用上の介入レベル (OIL: Operation Intervention Level)

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

第6 広報活動 【本部班、広報班、農政班、物資調達班】

1. 迅速・的確な広報の実施

市は、市民等に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、定期的な情報提供に努める。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報等、災害が沈静化した段階に分けて行うこととする。

【災害直後の段階】

- ・ 被害状況の概要
- ・ 避難及び屋内退避の必要性の有無
- ・ 飲食物の摂取制限の必要性の有無
- ・ パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ
- ・ 市の活動体制、応急対策実施状況に関すること
(本部の設置、相談窓口の設置、交通規制情報、他市町からの受入れ情報等)
- ・ 市内の放射性物質及び放射線量測定情報
- ・ その他必要な情報

【災害が沈静化した段階】

- ・市内の放射性物質及び放射線量測定情報
- ・被害状況及び応急対策実施状況に関すること。
- ・風評被害防止のための情報
- ・その他必要な情報

2. 風評被害等の影響の軽減

市は、県及び関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林業、地場産業の商品等の安全性のPR及び適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

第7 放射性物質の除去 【本部班、医療班、援護班】

市が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、市域でその原因となっている箇所の特定制及び周辺環境への影響を把握するための測定を実施し、その結果に基づき、立入制限等の措置を講じるとともに、市は、県と連携し、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し実施する。

第8 心身の健康相談体制 【本部班、医療班】

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、必要に応じて県とともに、市民等に対する心身の健康に関する相談及び内部被ばく線量を検査するための体制の整備に努める。

第9 他市町村からの避難の受入れ 【本部班】

「女川地域の緊急時対応」（内閣府・女川地域原子力防災協議会、令和2年6月改定）では、原子力発電所からおおむね30km圏内のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を含む関係市町が災害により避難先施設が使用できなくなった場合、UPZ外の県内避難先施設を候補として、県及び県内市町村が調整のうえ、避難先施設を決定するとしており、広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとしている。

本市は、「原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定」に基づき、東松島市からの避難者を受け入れることとしており、両市で円滑な広域避難が可能となるよう、広域避難場所をはじめ、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めておく。

なお、県は、東松島市以外の市町で本市への避難が必要となった場合、避難住民等の受け入れ及び広域避難所の設置を要請し、本市は、この要請に応じて指定避難所等を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。